

<松本市 高齢者インフルエンザ予防接種の説明書>

インフルエンザ予防接種は接種を受ける法律上の義務は無く、自らの意思で接種を希望する方のみに行うものです。

1 ワクチンの効果と副反応について

このワクチン接種は、インフルエンザウイルス感染症の発症をある程度抑える効果や、発病後の重症化を予防する効果があります。

インフルエンザ予防接種で接種直後から数日中に比較的多くみられる副反応には、接種局所の発赤、腫れ、痛みなどがあります。接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日でなくなります。全身性の反応としては、発熱、頭痛、悪寒、倦怠感などがみられます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日でなくなります。

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等の強いアレルギー反応）がみられることもあります。そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。

その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等があらわれたとの報告もあります。

2 予防接種を受けることができない方

- (1) 接種当日、37.5℃以上の発熱がある方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

3 接種前に医師と相談する必要がある方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- (2) 過去にけいれんの既往がある方
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方
- (5) 接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれがある方

4 接種後の注意点

- (1) 副反応の発現に注意してください。接種後に気になる症状があった場合は、速やかに接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。
- (2) 注射した部分は清潔に保ってください。
- (3) 接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。ただし、体調が悪い時は、入浴を控えることも検討してください。
- (4) 接種当日の激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

5 健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。制度の利用を申し込むときは、健康づくり課にご相談ください。（制度を利用するためには、一定の条件があります。）

<お問い合わせ>

松本市保健所 健康づくり課 電話:34-3217 FAX:39-2523